真実を伝える組合機関紙

かいな

JMITU（日本金属製造情報通信労働組合）
日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F　〒107-0052
TEL：03-3583-9037
FAX：03-5562-0853
定価　月　500円

団体交渉での不誠実な会社回答に抗議
日本ＩＢＭは集団的労使交渉に誠実に応じよ

今24春闘の４次ストライキの翌日の４月25日、組合は日本ＩＢＭとの団体交渉で、24年の賃上げについて実施時期と、本給の平均賃上げ率を会社にただしました。これに対し会社は、24年の給与調整については４月中に発表予定である、本給の平均賃上げ額および平均賃上げ率を回答する考えはない、という従来からの回答を繰り返すのみでした。

しかし、その翌日の４月26日、会社は24年度の給与調整を同年５月１日付で実施することを発表しました。

このように会社が、給与調整発表の前日の団体交渉においてさえ、賃上げの実施日すら組合に知らせなかったことは不誠実な回答であるとして、組合は５月７日、会社に書簡を提出し抗議しました。さらに同書簡では、会社が４月26日に組合に組合員の給与調整結果を通知する前の４月22日の段階で、日本ＩＢＭ社内に、非組合員の従業員への新給与の通知が始まっていた部門があったことも指摘、これは組合員差別と言わざるを得ない不適切な事象であるとして抗議し、これら２点の抗議に対する会社見解を５月14日までに回答することを要求しました。

これに対し会社は５月14日の文書回答で、組合との集団的労使関係とは関係ない理由を述べて、１点目の抗議には「不誠実な回答とは考えておりません」、２点目の抗議には「不適切な事象とは考えておりません」と回答しました。

組合は、５月23日の団体交渉で、５月14日の会社回答に抗議しましたが、会社は回答を変えませんでした。

一方、キンドリルジャパンは24年の賃上げの実施時期について、すでに３月11日の団体交渉で７月１日と回答していますので、日本ＩＢＭとの対応の差が際立っています。日本ＩＢＭは集団的労使交渉に誠実に応じるべきです。

＊　＊　＊　＊　＊

上記の組合の抗議書簡と、会社の文書回答（それぞれ要旨を抜粋）を以下に掲載します。

【組合の抗議書簡】

１．２０２４年４月25日の団体交渉で、会社は、24年の給与調整については４月中に発表予定である、（24年の賃上げにおける）本給の平均賃上げ額および平均賃上げ率を回答する考えはない、という従来からの回答を繰り返すのみでした。

このように（同年４月26日の）給与調整発表の前日の団体交渉においてさえ、会社が賃上げの実施日すら回答しなかったことは、団体交渉において賃金に関する集団的労使交渉を行う意思が会社に無いことの表れであると言わざるを得ず、組合は同年４月25日の団体交渉における上記の不誠実な会社回答に抗議します。

２．日本ＩＢＭ社内には、２０２４年４月22日の段階で、つまり、会社が（同年４月26日に）組合に組合員の給与調整結果を通知する前に、非組合員の従業員への新給与の通知が始まっていた部門がありました。

これは組合員差別と言わざるを得ず、このような不適切な事象に抗議します。

【会社の回答書簡】

１について、２０２４年度の給与調整については、２０２４年４月２６日付人事担当執行役員 カーラ・カン発信の「２０２４年度 給与調整について」にて発表され、同日２０２４年４月２６日付書簡「給与調整について」にて貴組合にご連絡しており、不誠実な回答とは考えておりません。

２について、２０２４年４月２６日付 人事担当執行役員 カーラ・カン名発信の「２０２４年度給与調整について」の発表をうけ、２０２４年４月２６日付書簡「貴組合員の２０２４年５月１日付給与調整について」にて、貴組合員個別の給与調整額の会社提示案をお伝えのうえ「会社は次回の貴組合との団体交渉にて給与調整に関する協議に応じます。」とご連絡しており、不適切な事象とは考えておりません。

★本誌掲載記事の無断掲載・複写を禁じます。　連絡先メール：kumiai@jmitu-ibm.org

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

定年後再雇用不当労行為事件	6/28(金)10:30	中央労働委員会602会議室
定年後再雇用賃金差別裁判	7/04(木)13:10	東京地裁510号法廷
ＡＩ不当労働行為事件	7/09(金)12:50	都庁第一庁舎南１階集合

ハンマー

入社して40年近くになるが25年は組合には入っていなかった。しかし「かいな」は大和事業所の自分の机に積んでいた。加入前、入ったらいろいろ活動が強制されて大変らしいよなどとうわさ話を聞いたが全くそんなことはなかった▼加入者の中には「組合の活動はもっと悲壮感ただよわせやっているのかと思っていたが全く逆で、明るく楽しく行事や、支部以外との交流も盛ん」と言う人や、中途入社したが給与が上がらない、気が付くと自分の給与が今の新入社員の初任給より低いとびっくりして加入してきた人もいる▼わたしもやはり自分が入るとなるとややハードルが高く感じるところがあったが、何も迷わず気軽に入ればいいのにとつくづく思う。皆が加入し多数組合になることが本当に我々社員のためになるのだ。（将棋三段）

★　「かいな」記事をWEBで読めます。「組合　かいな」で検索

夏ボーナス回答出る

バンド7以下一般職　推定　昨年上回る

日本IBM　平均100万5千円

6月10日は夏ボーナスの支給日です。日本IBMから組合に夏ボーナス回答が出ましたので、全社推計をお知らせします。（キンドリルジャパンからの夏ボーナス回答は近日の見込みです。）

昨年よりアップも不十分

日本IBMの2024年夏ボーナスの組合推定平均支給額（本体・バンド7以下一般職）は、100万5千円（2．22ヶ月）、昨夏より7万9千円アップでした。（下表参照）

24年夏ボーナスの支給額がこのような高水準になったのは、日本IBMの24年のボーナス支払に使われた会社業績達成度が「106」と異例の高水準になったためですが、これはけして喜べません。

なぜなら、賃上げは本来、年収ベース（本給＋ボーナス）で行われるべきですが、日本IBMの24年の本給の組合推定平均賃上げ率は1．1％と低水準で、ボーナス込みの年収ベースの賃上げが物価高騰に追い付いていないからです。

組合は引き続き年収ベースの賃上げを実現するため、本給とボーナスの上積み回答を要求していきます。

夏ボーナス　組合推定平均支給額（本体・Band 7以下一般職）（円）

会社	2023年		2024年		
	支給額	月数	支給額	月数	増加額（対前年比）
日本IBM本体	926,000	2.06	1,005,000	2.22	79,000

会社は会社業績達成度の判断基準を開示せよ

24年のボーナス支払に使われた会社業績達成度は高水準でしたが、会社業績達成度は左表のように毎年変動しますので、会社業績達成度の判断基準は検証を要します。

日本IBMでは2016年度には税引前利益が前年の2倍以上である1996億円もあったにもかかわらず、会社業績達成度「45」という発表に大きな疑念が生じました。

この時、団体交渉で組合が会社業績達成度の判断基準をただしたのに対し、会社は、会社業績達成度の基準はUS－GAAPに基づく決算資料であると説明しましたが、その資料を労使協議で未だに開示しません。一方で、会社は都労委では「必ずUS－GAAPが判断の要素になるということではない」と違う主張を始め資料開示を逃れようとしました。

ボーナス支払に使われた会社業績達成度

日本IBM	
2017年支払	45
2018年支払	76
2019年支払	70
2020年支払	51
2021年支払	37
2022年支払	38
2023年支払	69
2024年支払	106
キンドリルジャパン	
2022年支払	64
2023年支払	80

会社は会社業績達成度の判断基準を開示すべきです。

＊　＊　＊　＊

以下は参照情報です。

ボーナスの計算方法

日本IBM、キンドリルジャパンでは左図の通り、従業員の年収相当額をリファレンス・サラリー（以下、RS）と呼び、RSの計算式は「本給×12カ月＋賞与基準額」です。そして、このRSを元に、固定部分と変動部分から成る賞与支給額が計算されます。固定部分の計算式は「賞与基準額－RS×6％」、前年度の業績が反映される変動部分の計算式は「RS×6％×会社業績達成度×個人業績率」です。

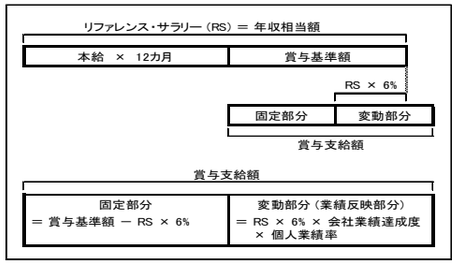

したがって、RSと同額の年収を得るには、会社業績達成度、個人業績率ともに100％でなければなりませんが、会社業績達成度が100％になることはめったにないので、RSはまず満額受け取ることのできない計算上の金額なのです。

ボーナス抑制の仕組み

以上の計算式は、会社業績達成度、個人業績率が低ければ、賞与支給額が低くなる仕組みです。

例えば、日本IBM従業員、RSが1000万円（RSの6％は60万円）、個人業績率が100％のケースでは、会社業績達成度「69」の2023年支払時には、100％に足りない31％相当の18万6千円はもらえません。加えて個人業績率も下がれば、もらえない額はさらに増えるのです。

レイバーノーツ大会に参加して

この記事は今年アメリカのシカゴでおこなわれたレイバーノーツ大会に参加した生熊茂美JMITU特別顧問の手記です。

＊　＊　＊　＊　＊

4月18日から24日までの日程で、全労連が企画した「レイバーノーツ大会ツアー」に参加してきました。詳細な報告は、6月15日（土）におこなわれる金属労働研究所・公開研究会「労働組合活動の活性化めざしてーアメリカの労働運動調査から」に譲ることにして、大まかな様子をお伝えします。

大会会場はハイアット・リージェンシーという大きなホテルを貸し切っており、参加者はボランティア要員などもふくめて4千人以上、全体会場では2千人程度の参加で、ここ数年の大きな前進事例報告を中心におこなわれました。最終日に登場したUAW（全米自動車労組）のショーン・フェイン会長の演説には熱狂的な声援がおくられました。アメリカのビッグ3（GM、フォード、クライスラー）の自動車会社で長期ストライキを指導し、4年半で25％の賃上げ、「階層賃金」というリーマンショック後に雇用された労働者に対する格差の撤廃など、大きな成果をあげています。そして会期中には、ドイツ企業VWのテネシー州工場において、アメリカでは正式な団交権獲得に必要とされる労働者の過半数の支持を得て労働組合の結成が報告され、大きく盛り上がりました。また午前中から夕方まで、毎日3～4回の30以上のワークショップ（分科会）が開かれ、大学の教員やベテラン活動家などがテーマに沿って学び、討論する講座として運営されました。運営、進行、報告でも女性が半数以上を占めていました。さらに3日目の昼休み時間を活用して、労働組合が結成されたものの団交に応じないビザハウスでのアメリカ式ストライキでデモに参加しました。

私としては、JMITUの積み重ねてきた方針には間違いがないことを確信すると同時に、どれだけ全組合員（とりわけ女性と青年）が参加する運動にできるか、その点は学ぶべきだと強く感じてきました。

組合なんでも相談窓口

会社名	事業所名	職場名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	ISEL	大岡 義久	090-5243-3082
Kyndryl	六本木	サービスエクセレンス	笹目芳太郎	080-5915-6329
IBM	大宮西	TLS．CE	佐久間康晴	080-5915-7817
IBM	大阪	TLS	河本 公彦	080-5915-5204

事務所連絡先　TEL 03-3583-9037（月水金 13-16時・除休日）　FAX 03-5562-0853
メール kumiai@jmitu-ibm.org　WEB https://www.jmitu-ibm.org/

注）上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題・民事一般相談受付（要予約）
東京法律事務所	弁護士　水口洋介、今泉義竜、本田伊孝　http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611（代）
旬報法律事務所	弁護士　大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F　TEL 03-3380-5311（代）
桜木町法律事務所	弁護士　岡田　尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階　TEL 045-212-1503
ほづみ法律事務所	弁護士　穂積匡史　http://hozumi-shinyuri.jp/　TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号